

在宅療養生活を応援します

西東京市医師会では、病気を抱えながら生活している方でも自宅で最期まで生活を続けられるよう、平成 25 年度より「在宅療養における後方支援病院連携事業」を実施しています。在宅かかりつけ医と後方支援病院の連携を中心に「在宅療養生活を様々な職種で支える」という考え方を大前提としています。

平成 28 年 4 月からは、「在宅療養後方支援病床確保事業」として、西東京市の事業として実施しています。

ご利用を希望の際は、在宅かかりつけ医へご相談ください。



在宅*医療
MOTTO ZAITAKU IRYO

ききょうの花プロジェクトロゴマーク

【在宅療養後方支援病床確保事業】

西東京市

3. 入院から退院まで

- ① 入院期間は、原則 14 日以内です。入院期間終了後は、在宅療養に戻ることを原則とします。
- ② 入院の受け入れ可否については、病院の医師が決定します。
- ③ 入院時に必要な検査は、その都度行います。
- ④ 延命治療についての意思表示をしていただきます。
- ⑤ 入院中の安全確保（転倒やベッドからの転落予防）の方法については、患者様及びご家族と相談の上決定します
- ⑥ 個室のご利用を希望の場合はお申し出ください。（差額室料は病院ごとに違います。）
- ⑦ 退院前に、患者様・ご家族・在宅かかりつけ医・病院担当医・ケアマネジャー・訪問看護師等を交え、入院中の経過や在宅療養で注意する点等について情報の共有と相談を行います。

《登録患者の個人情報の取り扱いについて》

- ① 患者様の情報は、在宅かかりつけ医や病院、ケアマネジャー、訪問看護師等で共有し、在宅療養の継続に役立てます。
- ② 共有した患者様の情報は厳重に管理します。

《本事業に関するお問い合わせ》

ご不明な点等ありましたら、在宅かかりつけ医またはケアマネジャーへお問い合わせください。



ききょうの花プロジェクトより

「もっと在宅医療」というロゴマークは、みんなで支えあうようすを表現しました。

中央の花とそれを囲む花々の一枚一枚の花びらが私でありあなたであり・・・

心や体が思うようにならなくても、暮らしの中の豊かな時間を大切にしたい。在宅医療は地域社会全体で老いや病を抱える人を包み込むしくみです。だから、もっとみんなで在宅医療。もっと早い時期から、もっと気軽に・・・もっと輝いて生きるための在宅医療です。

